

十四 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p><u>5 - 2 - 19</u></p> <p>.....その変更が<u>合併や分割</u>に.....</p> <p>(注)</p>	<p>(合併により受け入れた棚卸資産の評価方法)</p> <p><u>5 - 2 - 19</u> <u>合併法人が被合併法人から棚卸資産を受け入れた場合において、当該棚卸資産に係る事業の種類のうち当該合併法人の選定している評価方法に係る事業の種類と異なるものがあるときは、当該合併法人がその合併の時に当該事業を開始したものとして、令第29条第2項第3号《たな卸資産の評価の方法の選定》の規定を適用する。</u></p> <p><u>合併により増加する事業所につき事業所別に評価方法を選定する場合（合併前における合併法人の各事業所に係る評価方法がすべて同一である場合において、これと同一の方法を選定するときを除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</p> <p><u>5 - 2 - 20</u></p> <p>.....その変更が<u>合併</u>に.....</p> <p>(注)</p>